

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	遺失届情報ファイル	
実施機関の名称	千葉県警察本部長	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部会計課 千葉県下39警察署	
個人情報ファイル等の利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行を確保するため	
記録項目	1 受理年度、2 受理番号、3 受理警察署、4 取扱者所属、5 取扱者氏名、6 受理交番、7 受理区分、8 交番受理日時、9 署受理日時、10遺失日時、11遺失場所住所、12遺失場所名称、13遺失者住所・氏名・連絡先、14物件（現金・物品）	
記録範囲	遺失者（届出者）	
記録情報の収集方法	遺失者（届出者）からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） ①千葉県警察本部総務部広報県民課情報公開・個人情報センター ②千葉県下39警察署の警務課	
	（所在地） ①〒260-8668 千葉県千葉市中央区長洲1丁目9番1号 ② https://www.police.pref.chiba.jp/police_department/index.html （千葉県警察ホームページ）参照	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☑法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項又は施行 条例施行規則第2条第7項 に該当するファイル ☑有 ☐無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）千葉県総務部審査情報課 （所在地）〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1南庁舎1階	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—